中部電力ミライズ

２０２７年４月１日実施

オール電化契約要綱

（高　　圧）

中部電力ミライズ株式会社

オール電化契約要綱
（高　　圧）

本　　則

１　適用範囲

この「オール電化契約要綱（高圧）」（以下「この要綱」といいます。）は，基本契約要綱（高圧）の高圧業務用電力または高圧電力（以下「主契約」といいます。）を契約されているお客さまのうち，次のいずれにも該当する場合で，かつ，当社との協議が整ったときに適用いたします。

（１）　需要場所における給湯，厨房，冷暖房設備等につき，原則としてすべての熱源を電気によりまかなっていること。

（２）　別表（電化厨房機器）に定める電気厨房機器（以下「電化厨房機器」といいます。）を使用し，その総入力が原則として30キロワット以上であること。

２　料　　金

各月の料金は，主契約によって料金として算定された金額から，（１）によって算定された金額（以下「オール電化割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

（１）　オール電化割引額

オール電化割引額は，１月につき次のとおり算定いたします。

オール電化割引額　＝　（２）の割引対象額　×　（３）のオール電化割引率

（２）　割引対象額

割引対象額は，その１月の主契約に適用されている料金区分ごとの使用電力量と電力量料金率とによって算定された金額といたします。

（３）　オール電化割引率

オール電化割引率は，次のとおりといたします。

オール電化割引率	5.0パーセント

３　そ　の　他

（１）　当社は，必要に応じてお客さまから電化厨房機器，給湯，厨房，冷暖房設備等に関する資料を提出していただきます。

（２）　お客さまが，電化厨房機器の内容の変更または取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。

（３）　お客さまが，給湯，厨房，冷暖房設備等の熱源を電気以外でまかなう場合には，あらかじめ申し出ていただきます。

（４）　主契約が消滅した場合には，このオール電化契約は，主契約の消滅日に消滅するものといたします。

（５）　この要綱に定めのない事項については，主契約にかかわる規定を準用するものといたします。

附　　則

１　実 施 期 日

この要綱は，2027年４月１日から実施いたします。

２　この要綱の適用にともなう経過措置

主契約が蓄熱調整契約または電化厨房契約の適用を受けている場合，2027年12月31日までにお客さまに支払義務が発生する料金の割引対象額は，本則２（料金）（２）にかかわらず，割引対象額は，その１月の主契約に適用されている料金区分ごとの使用電力量と電力量料金率とによって算定された金額から，蓄熱割引額，小容量氷蓄熱割引額および電化厨房割引額を差し引いた金額といたします。

別　　表（電化厨房機器）

電化厨房機器は，次のいずれかに該当し，その定格電圧が200ボルト以上の電気厨房機器といたします。

電気レンジ，フライヤー，オーブン，グリドル，グリラー，スープケトル，ティルティングパン，炊飯器，蒸し器，ゆで麺器，電気湯沸器，その他加熱厨房機器